

【令和6年度任用】

# 宮津市会計年度任用職員 募集案内



---

宮 津 市

宮津市役所 総務部総務課職員係

〒626-8501

京都府宮津市字柳縄手345番地の1

電話 0772-45-1603（直通）

# 令和6年度任用 宮津市会計年度任用職員募集要項

令和6年度の宮津市会計年度任用職員を募集します。

任用者を決定するに当たり、選考を行います。任用を希望される方は、この募集要項をご覧ください、受付期間内にご応募ください。

## 会計年度任用職員とは

- 一会計年度（4月1日～3月31日）を超えない範囲で任用される一般職非常勤職員です。
- 宮津市では、原則、1週間当たりの勤務時間が常勤職員の1週間当たり勤務時間（38時間45分）よりも短い「パートタイム会計年度任用職員」として、定型的な業務、一般事務職相当業務、資格・経験を活かした専門的な業務などに従事します。
- 年2回の期末・勤勉手当の支給（一定の要件があります）、各種休暇制度などがあります。
- 地方公務員法の適用を受ける職員となり、服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限等）が適用されます。

## 1 募集職種、任用予定人数、任用条件、業務内容等

宮津市会計年度任用職員募集一覧表や求人票をご覧ください。

- ・職種により、資格、免許、経験等を有することを任用条件としているものがあります。
- ・職種により、時間外勤務及び休日勤務を行っていただく場合があります。
- ・今後の予算状況等により、任用予定人数、任用期間等が変更される場合があります。

## 2 応募資格

- ・年齢、性別、学歴及び国籍の制限はありません。
- ・地方公務員法第16条の規定に基づき、次に該当する人は選考を受けることができません。

- ◆ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ◆ 宮津市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
- ◆ 公平委員会の委員の職にあつて、地方自治法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
- ◆ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

### 3 受付

- ・持参による場合の受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・土曜日、日曜日及び祝日は受け付けていません。

### 4 申込書類及び提出先

- ・次に示す申込書類を、申込先に、持参又は郵送により提出してください。
- ・提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。
- ・複数の職種を兼ねても勤務できる場合は、複数の職種に申し込むことができます。
- ・書類に記載された個人情報、選考・任用に係る人事管理以外には使用しません。

#### (1) 申込書類

##### ①宮津市会計年度任用職員任用申込書

- ・必要事項を自筆で記入してください。
- ・写真（縦4cm×横3cm）を申込書の写真欄に貼り付けてください。

##### ②応募する職種に必要な免許、資格証等の写し（コピー）

- ・資格が必要な職種に限ります。

#### (2) 申込先

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市役所 総務部総務課職員係

※どの職種の方もこちらへお申込みください。

### 5 選考・任用

#### (1) 選考方法

- ・面接により、合格者を決定します。
- ・パソコンの基本操作が可能なことを応募条件にしている職種にご応募の方におかれては、面接時に簡単なパソコン操作（ワード及びエクセル）のスキルチェックを実施します。（名簿登載された場合の配属先を決定するための参考とするものです。）
- ・応募された方に、面接の日程、会場等を電話又は文書により案内します。
- ・選考の結果は、全員に通知します。
- ・選考の結果、合格者は、令和7年3月31日までを登載期間とする会計年度任用職員候補者名簿に登載します。

#### (2) 名簿登載から任用まで

- ・候補者名簿登載者の中から、令和6年4月1日以降の任用予定者及び任用候補者を決定します。
- ・任用予定者には、別途配属先等を通知します。（任用日までは、内定として取り扱われます。）
- ・任用候補者は、任用予定者の辞退、急な任用が必要となった場合などに、随時任用されます。
- ・応募資格を欠いていることが明らかになった場合は、内定を取り消します。

## 6 基本的な任用条件

### (1) 給与

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等に基づき支給します。

#### ➤ 報酬

- 報酬は、月額又は時間額で支給します。
- 報酬額の決定に当たっては、これまでの職務経験等（一定要件あり）を考慮して決定します。
- 報酬額は、給与改定（条例改正）や最低賃金の改定等により変わる場合があります。

※報酬額の目安は、宮津市会計年度任用職員募集一覧表や求人票に記載しています。

#### ➤ 手当等

- 期末・勤勉手当（任用期間が6月以上で、週の勤務時間が15時間30分以上となる職員に、6月及び12月に常勤職員の例により支給します。）
- 通勤手当（通勤に係る経費について、費用弁償として支給します。）
- そのほか、時間外勤務、夜間勤務、休日勤務、特殊勤務（火葬業務など）等に係る報酬が、それぞれの条件に応じて支給されます。

#### ➤ 支給日

- 報酬が月額支給の場合当月20日払い
- 報酬が日額・時間額支給の場合翌月10日払い
- 支給日が土、日曜日及び祝日となる場合は、直前の金融機関営業日になります。

### (2) 任用期間、勤務日、勤務時間及び休日

#### ➤ 任用期間、勤務日及び勤務時間

- 職種ごとの任用期間、勤務日、勤務時間等は、宮津市会計年度任用職員募集一覧表をご覧ください。
- 勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合、再度任用される場合があります。
- 職種によっては、早番・遅番及びシフト勤務があります。

#### ➤ 休日

- 週休日（原則として、土曜日・日曜日）、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）ですが、職種によっては、これらの日が勤務日となる場合があります。

### (3) 休暇等

- 任用期間等により、一定の基準による年次有給休暇を付与します。
- そのほか、結婚、忌引、病気、産前・産後、介護、夏季などの休暇、育児休業制度があります。（休暇等により、付与条件、有給・無給があります。）※勤務期間・日数等による取得条件あり。

### (4) 社会保険

- 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償条例（勤務場所により労災保険）の対象となります（加入条件を満たす場合に限りです。）。

### (5) 服務等

- 一般職の地方公務員として、地方公務員法に定める服務規程が適用になります。
- 営利企業等への従事（兼業）が可能ですが、報告書の提出が必要になります。

## 【お問い合わせ先】

宮津市役所 総務部総務課職員係

電話0772-45-1603（直通）